

集中検討会議への準備作業会合議事要旨

開催日時：平成23年4月19日(火) 13:30～15:30

場 所：中央合同庁舎第4号館1214会議室

出席者：

与謝野	馨	社会保障・税一体改革担当大臣
藤井	裕久	内閣総理大臣補佐官
末松	義規	内閣府副大臣
亀井	亜紀子	国民新党政務調査会長
岡村	正	日本商工会議所会頭
清家	篤	慶應義塾長
成田	豊	電通名誉相談役
峰崎	直樹	内閣官房参与
宮島	香澄	日本テレビ解説委員
矢崎	義雄	独立行政法人国立病院機構理事長
柳澤	伯夫	城西国際大学学長
吉川	洋	東京大学大学院経済学研究科教授
渡辺	捷昭	トヨタ自動車株式会社代表取締役副会長

説明者：

大田	弘子	政策研究大学院大学教授
藤井	威	元駐スウェーデン兼ラトヴィア大使、佛教大学社会福祉学部特任教授

概要

(中村内閣官房社会保障改革担当室長) ただいまから集中検討会議への準備作業会合を開催する。まず、与謝野大臣より、開始に当たりご挨拶申し上げる。

(与謝野大臣) 我々が取り組んでいる問題は、震災があってもなくても、日本の社会が直面していた問題であり、震災後、ややペースダウンしたが、日本が直面する喫緊の課題として皆様に案をつくっていただく。この方針は全く変わらない。

特に、日本の財政に対する信認が、今、問題視されるかもしれないところに来ているので、社会保障・税一体改革は6月中には完全に案として完成させなければならない。

総理、官房長官と相談し、4月末、連休前に集中検討会議を再開することにした。今日はその準備会合である。

それでは、会議に入らせていただく。

(中村内閣官房社会保障改革担当室長) 本日は、まず有識者からヒアリングを行い、その後、これまでのヒアリングにおける指摘事項の整理を行う。

まず、社会保障や経済・財政に関するヒアリングを行う。本日は、大田弘子政策研究大学院大学教授、藤井威元スウェーデン兼ラトヴィア大使、佛教大学社会福祉学部特任教授にお越しいただいた。両先生には 10 分程度で、それぞれ社会保障と経済・財政の関係について御意見を伺いたい。

○ヒアリング（大田政策研究大学院大学教授）

（大田政策研究大学院大学教授） マスコミ報道では専ら消費税の増税に関心が向いているが、大事なのはどういう社会保障制度にするかということである。これがないと、増税幅は決まらない。また、経済と財政を一体として見る視点が重要である。

私は、増税して社会保障を増やせば経済成長するという考え方には納得できないので、成長のためには社会保障の効率化、努力した事業者が報われる仕組み、周辺ビジネスの活性化、それに伴う良質な雇用の増加といったことが起こるための改革が不可欠である。

今回は、是非とも具体的な改革の全体像を出していただきたい。来年は団塊世代が 65 歳になり始めるので、もう議論を延々としている状況ではない。そして、日本の高齢化のスピードを考えると、甘い話はできない。現実を直視した具体的制度の案を定量的に示して、反論があれば、具体的な代替案を出してみろと求めていくプロセスが必要である。

持続可能性と併せて、サービス供給体制の見直しが不可欠である。日本の社会保障においては、患者より医師会、働くお母さんよりも保母さんや幼稚園といったサービスの供給側が重視されてきたことは否めない。利用者の立場に立った供給体制の見直しが必要である。

それから、政府と民主党の考えが同じなのか、違うのか。どうも違うような感じがするが、少なくとも年金一元化、それから最低保障年金の創設といった制度の根幹にかかる部分は、一刻も早く決着させる必要がある。ここを明確にしないと、話は先に進まない。

社会保障制度全般の改革のポイントは、資料の「2. 社会保障制度改革について」に書いたとおりであり、今お話ししたとおりである。

この観点から、個々の分野について重要論点だけを申し上げる。

まず、年金について。年金はいかに持続可能なものにするかということが第一である。私は、最も現実的な解は支給開始年齢の引き上げだと考えている。寿命が延びれば、それに合わせて受給期間を調整するのはやむを得ない。

それから、マクロ経済スライドは下方スライドも実施すべきである。世代間の格差を是正するためには、どうしても今受け取っている人の年金に踏み込むしかないので、その意味では高所得者の年金を削減するという考え方は理解できる。しかし、どういう方法で削減していくのか。在職老齢年金を基礎年金にまで導入するという方法でいくのか。これは雇用に抑制的に働くことは避けられない。

何よりも、年金はシンプルな方がいい。シンプルに支払って、その代わりに公的年金等控除を廃止して年金財政に入れていく。入口で社会保険料控除があるわけであるか

ら、受け取る段階で課税するのは税の理屈にもなっていない。

資料の2枚目をご覧ください。民主党は一元化を主張しているが、それを言うのならば、基礎年金の負担の側を一元化することが先決である。現在は、被用者年金から国民年金に極めてわかりにくい形で財政移転がなされ、未納・未加入者が増えることしのわ寄せがサラリーマンに及んでいる。これを是正するのが先決で、2階部分まで含めて一元化すると、不透明な財政調整を拡大させるだけである。

次に、医療について。医療と介護はサービスであるから、いかに効率的に必要な人によりサービスを届けるかという供給体制の議論が重要である。医療については、現在は開業自由、診療科目自由という原則であるが、公費を投入する以上、そこに制約が加わるのは当然のことである。地域ごとに医療供給計画を作って、地域ごとに中核病院を指定して、そこに財源と人材を集中させる。

現在、医師会の反対で家庭医が育っていないが、家庭医を育成して、かかりつけ医と、専門医がいる中核病院の機能を分ける。そして、治療データを完全に共有する仕組みづくりが必要である。混合診療について、成長戦略に書き込まれたにもかかわらず議論が進んでいない。これは是非進めていただきたい。

今回の大地震の被災地は高齢化が進んだ地域であるし、福島県では家庭医の研修が進んでいるので、ここを特区として今申し上げたような医療供給体制を作っていくことが考えられる。

次に、介護について。医療も介護も自分の貯蓄で備える部分と、入院・手術や重介護など自力での備えが難しい部分を分けて、後者の方に保険給付を重点化することが必要である。これが過剰な貯蓄を防ぐためには一番必要である。介護については、民間から購入できるサービスの選択肢を増やし、施設介護を含めて、老後の暮らし方の選択肢を増やしていくことが必要である。

次に、保育について。現在、保育の改革案が出ているが、わかりにくいし、やはり供給者側への配慮が目立つ。幼稚園と保育園は完全に一体化する。そして、利用者に応じて補助金を出すか、あるいはバウチャーによって供給側の切磋琢磨を促す。それと同時に、多様な供給主体の参入を促していく。例えば、株式会社の参入を認めるかどうかは自治体に委ねられているが、その基準は非常にわかりにくく、不透明である。

施設介護と認可保育所に共通する課題として、社会福祉法人の改革が大変重要である。社会福祉法人は古い時代の仕組みがそのまま残っていて、社会福祉法人によっては私物化されているし、ガバナンスが効いていない。施設介護と認可保育所は措置制度が廃止されて契約制度に移ったので、契約制度にふさわしい経営体制にすべきである。非営利法人だから善だという根拠はどこにもない。

最後に、税制について一言申し上げる。消費税を社会保障の目的税にするということが報じられているが、本当にそれでいいのだろうか。これは目的税の意味によっても違う。純然たる、正確な意味の目的税、つまり税収と出ていくお金が一致するという目的税だと、税のあり方としてもいろいろな問題がある。それに、税率が一体何パーセントぐらいになるのか、きちんと推計をして議論しないと、弊害も起こってくる。現在の消費税の帳簿方式や簡易課税制度のままで税率を大幅にアップさせると、弊害

も大きくなってくる。

消費税を上げると、年金の物価スライドを通して年金額も上昇する。そうすると、社会保障財政の改善幅は縮小するし、世代間の不公平もあまり改善されないということが起こる。

消費税の増税はもちろん必要だが、純然たる目的税としてこれを固定するのではなく、相続税を組み合わせることが必要ではないか。つまり、消費税については今と同じ目的化で、税収は全部充てていく。これは、お金に色はついていないから、それほど問題ではない。

高齢化社会における公平性は、資産にいかにか課税するかということが極めて重要である。固定資産税にもうまく課税できるといいが、現実にはなかなか難しいから、相続税を広く薄く課税することが大事である。例えば3,000万円ぐらいまでの部分の金融資産には相続税をかけず、残りに税率1%~2%で広く薄くかける。かつては、家族扶養だったから子どもに遺産が行ってもよかったが、今は社会扶養だから、社会に遺産の一部を残して亡くなっていただくことが必要だと考える。

○ヒアリング（藤井元駐スウェーデン兼ラトヴィア大使・佛教大学社会福祉学部特任教授）

（藤井元駐スウェーデン兼ラトヴィア大使・佛教大学社会福祉学部特任教授）スウェーデンという非常に有名な高福祉高負担国家が、成長し、雇用の場を確保でき、国民がほとんど不満を持っていないのはなぜかということをお話しさせていただき、スウェーデンが高福祉高負担と経済・社会への影響をどのように調整し、解決したかという話をさせていただきたい。

2ページに、主要な先進国の国民負担率の表を示している。GDP比の国民負担率が日本は26.4%、スウェーデンは50.4%となっているが、これを国民所得比で言うと、スウェーデンは7割を超えている。つまり、公的部門にGDPの7割のお金の流れ込んでいるというのが現実の姿である。日本の国民負担率は国民所得比で大体36%ぐらいに当たる。

財政収支の赤字はいずれは必ず国民負担になるから、潜在的な国民負担の一つの態様であると考えて、その分まで含めた潜在的国民負担率を計算すると、スウェーデンはGDP対比で5割、国民所得対比で7割の負担を国民に課しながら、1%の貯金をしているというのが現実の姿である。

これを何に使っているのかを「使途」というところ、社会保障給付費と教育費公的支出、そしてこの2つを潜在的国民負担率から引いたもの、つまり定義としてはその他の支出から雑収入を引いたものを見ると、日本の場合は公共事業のウエートが高いとか、アメリカは防衛費のウエートが高いとか、そういった中身の違いはかなりのあるが、全体としてはこの部分はほとんど先進国の間に差がない。それぞれの国の政策の重点分野で少し違うだけで、基本的には高い負担は社会保障給付費と教育費の公的支出で返している。税金が高ければ、その分だけ返す額も高い形になっている。

その次のページについてであるが、日本は今の社会保障給付費を何に使っているか。医療と年金は、日本は外国に比べて決しておかしいところはない。ただ、内部的な不

具合はいろいろあるが、公的な資金の投入額としては堂々たるもので、結局、大きな社会保障給付費の差は「その他福祉」のところに集約して表れている。

家族政策と老人介護と労働市場政策と生活保護が「その他福祉」の主な4本柱だが、スウェーデンは日本の4.4倍に当たる。このような統計で2倍というのは大変な差であるが、その更に倍という驚くべき差がある。私はこの数字を見た途端に、スウェーデンが「日本は福祉国家ではない」と明確に言い切っている理由がわかった気がした。

この「その他福祉」のうち家族政策だけ取り上げたのがその次の欄であり、スウェーデンは日本の4.7倍になっている。ただし、これは2003年から2004年であるので、日本の0.75%という数値は、その後の子ども手当の制度化によって、恐らく0.2か0.3ぐらいは上がっているはずである。

この家族政策の内訳であるが、「子育て直接コストの公費負担（家族手当）」と書いてあるが、日本の当時の児童手当、現在の子ども手当がこれに当たる。スウェーデンは0.85%。一人あたり約1万3千円をベースとしているが、多子加算があること。それから、所得制限はないこと。また、子どもがきちんと生まれているので、子どもの数が多いこと。この3つの要因で0.85%になっている。

その次の「就業と子育ての両立のための公的施策」については、スウェーデンは明確に女性が家庭から解放されて、外で堂々と働ける状況をつくり出す。つまり、それを実施しないと、機会均等や男女共同参画というのは謳い文句に過ぎなくなる。家庭に帰る可能性のある女性に男性と同じ待遇を与えるということはマーケットが認めない。スウェーデンは明確に女性を家庭から解放するための施策に重点を置いている。

女性を家庭から解放するために必要なものは、出産・育児休業給付を充実させることと保育・就学前教育を充実させることの2つに尽きる。女性を家庭から解放するという目的に合うものはこの2つしかないので、3.54%のうち2.40%がこの2つに投入されている。日本の0.45%に比べると、実に5.3倍という膨大な額がここに投入されている。

出産・育児休業給付は、ほぼ2年間、従前の所得の8割が保障される制度になっている。保育・就学前教育には、幼稚園と保育所の区別はない。それに膨大な公費が投入されている。

次のページをご覧ください。スウェーデン社会民主労働党第三代党首ターゲ・エランデル首相は1946年から69年まで23年間、連続して総理の職にあった。1人の総理の長期政権であるので、日本における自民党の長期政権とは比べ物にならない。

このターゲ・エランデルの在任は2期に分かれる。1960年までは成長政策を採った。つまり、まだまだスウェーデンは中立を守ったので、設備は温存していたが、農業中心の遅れた国家であったことは間違いない。それがヨーロッパの復興需要に支えられて高成長を遂げ、1960年にはOECD加盟国の中で、GDPで計算した1人当たりの富裕度がアメリカに次ぐ2位グループに入った。

アメリカに次ぐ2位グループに入ったときに、エランデル首相は社会民主党であったので、今までじっと我慢していた政策を突然「変身」と言って始めてしまった。つまり、増税路線を採り始めた。ヴィジョンを付けて漸進的な増収措置を実施すると同

時に、段階的に社会福祉水準を向上させる政策に着手した。

まず、増収措置の主役は、明確に付加価値税と地方住民税であった。それを 20 年余り続けた。国民負担率対 GDP 比で見ると、1960 年のスウェーデンの国民負担率は 26%から 27%であった。これは偶然にも現在の日本の負担率と全く同じである。それが、1980 年初期には 50%にほぼ倍増した。この主役は、付加価値税が 1960 年に 4.2%で導入され、1980 年初期には現在の 25%に近い 23.46%まで引き上げられたことである。つまり、20 年余りであるから、毎年 1%ずつ上げていたという計算になる。もちろん毎年上げたわけではなく、2年か3年ごとに 3%とか 4%とか、ぽんぽん上げていったわけである。

住民税率の方は、県と市町村を合わせて 14%台だったのが、これは完全に倍になった。このあたりが限界であり、国民所得で 70%が流れ込むのをあと 5%上げてくれというのはやはり無理である。ここで増収路線は大体終わった。現在の 2003 年を見ていただくと、1980 年とほとんど変わらない。

この間、社会保障給付費は、スウェーデンの場合、1960 年には 11%であったが、1980 年初期には 32%になって、現在も偶然同じ 32%であり、30~32%あたりのところをずっと推移している。

参考までに日本の場合を書いているが、社会保障給付は 1960 年には 5%であった。まだ貧乏な時代であったから、5%というのは仕方なかったと思う。これが国民皆保険が始まった直後の状況である。

1980 年初期に、日本はスウェーデンの 1960 年と同じ状況になった。つまり、経済的豊かさではトップグループに近づき、少なくとも 2 位グループには入ってきた。そのときの社会保障給付費の比率は 11%で、これも偶然、スウェーデンの 1960 年と全く同じであった。

この段階でエランデルさんがいれば、恐らくヴィジョンをつくって、福祉を充実させて、それで豊かさが実感できる社会を創ろうじゃないか、ということを出したかもしれない。実際はそういう政治家が日本にもいた。私の記憶では 1980 年代から消費税を入れるべきだ、あるいはもう少し福祉に重点を置くべきだという意見があったが、ほとんどすべて実現には至らなかった。結果、それから 20 年たった現在、スウェーデンがこの 20 年間で 32%まで上げたのに対して、日本は 19%である。

5 ページをご覧ください。スウェーデンの福祉国家形成戦略は、福祉国家パラドックスと言われている。逆説というのは、日本で考えられているような成長鈍化、失業率の上昇、生産性の低下、空洞化、労働者側のモラルハザードといったものが一切起こらず、全部逆になっている、ということ。成長は促進され、失業率は高いが他の国に比べると悪くなく、生産性に至っては恐らく世界一を誇っている。そもそも「空洞化」などという用語がない。「モラルハザード」どころか、労働者は喜んで働いている。これは一体どういうことなのか。

パラドックスの 1 番目は、福祉国家は雇用増をもたらし、成長を促進した。これは家族政策が成功したことが一つの大きな原因である。資料の家族政策の下に、「保育所の十分な整備」、「有能なプロ保育士や介護士の養成の確保」、「受益者の負担部分の

低れん化」の3つを挙げた。

一番上は言わば当然のことで、いわゆる待機児童などというのはいるわけがない。また、プロ保育士と介護士の教育をきちんと行う。数を確保するためには、これらの人たちの労働条件を普通の一般の労働者の労働条件に近づけなければいけない。日本では恐らく6割ぐらいの給料しかもらっていないと思うが、スウェーデンでは大体90%だと言われている。

受益者の負担部分については、認可保育所は確かに安いですが、認証保育所や認可外保育所の受益者の負担部分は、スウェーデンとは比較にならない。スウェーデンは、1人預かってもらって5,000円から1万円ぐらいしか払っていない。年間で10万円ぐらいしか払っていない。日本は、すぐ100万円ぐらいになってしまう。この3つが並行して、増収路線の中で20年間の間にこれが実現していった。

この結果、福祉サービス分野への女性の大量進出が始まった。結果として、労働力率は男女ともに80%近辺にまで上がった。当然、世帯の所得は増加した。子どもを産むような20代後半から30代後半の人たちの平均所得から見ると、夫が年収300万円から400万円だったのが、妻が働くようになって、それに250万円乗ってくる。つまり、650万円とか700万円という世帯所得が当たり前の社会が実現した。この部分は完全に成長促進である。

女性がこのように就業と子育てを両立しているから、福祉サービス分野への大量進出があり、雇用の場は非常に増えていった。だからこそ、男女ともに就業率80%という高い数字が出てきた。

結果としては、成長促進があったと同時に、合計特殊出生率も着実に上昇していった。現在では1.94ぐらいまで上がってきていて、去年はまだ統計が出ていないが、恐らく1.97ぐらいになっているのではないかと。つまり、ほぼ2に近い人口置換水準といってもいい水準にまで上がってきている。このことは、中期効果として潜在成長率を非常に高くしている。

更に、長期効果として、スウェーデンが今持っている年金や医療という社会福祉システムの将来にわたる持続性が確保されている。同時に、福祉国家は大変な所得分配の公平化をもたらしている。もう一つは、福祉国家は経済力の地域間格差を極めて小さくしている。

6ページをご覧ください。このようなパラドックスが生じた成功の背景であるが、漸進的な増収措置によって、20年余りというゆとりのある期間をかけて、焦らず、慌てず、ヴィジョンの実現に向かった。その過程で、政治的にも穏健な話し合い路線を堅持して、建設的な対話と試行錯誤を重ねた。エランデルは23年間総理をやって、選挙には1回も負けないで、退任するときに「スウェーデンの父なる人物」という愛称を国民からもらって退任している。

2番目に、1960年初頭という国民経済全体が若くて活力ある状況の下で戦略を開始した。

3番目に、常に財政規律の堅持に意を用いて、公債や借入金依存を徹底して排除した。漸進的に増税することによって、少しずつ、少しずつ、受益感覚を国民に植えつ

ける。「よかったですでしょう、皆さん。ちょっと住民税は上がったけれども、保育所はうんとよくなったでしょう。」というようなことが言える状況が常に存在したということである。

4番目に、国民に高い負担を求める以上は、歳出政策面において、政策目的実現へ向けて最適な支出の合理的な組み合わせ、日本ではこれをワイズ・スペンディングと言うようだが、これを徹底的に志向した。例えば、家族政策において、女性の家庭からの解放という政策目的の下で、就業と子育ての両立に思い切って重点を置いた。子ども手当はこのワイズ・スペンディングには当たらないと考えている。

7ページをご覧いただきたい。スウェーデンが福祉国家戦略で増収措置による成長をし、公平になり、地域格差が是正されたことは、日本に対してどういうヒントになるだろうか。

1番目。スウェーデンの福祉体系そのものは、参考にはなるけれども、全体としてそれをそのまま入れるなどということはもちろんできもしないし、適当ではない。負担増をして、福祉サービスの水準を向上させて、受益感覚を持たせるという過程を踏まえながら、国民との対話、与野党の対話を通じて、適切なヴィジョンを形成して増収措置をとっていくことが絶対に必要である。

2番目。膨大な財政赤字と累積債務を抱える公共部門の危機的な状況に鑑みて、できる限り早期にヴィジョン付き増収措置を開始しなければならない。その際、スウェーデンの例を更に超えて、財政赤字の縮小、福祉制度の機能不全の是正、それから更に福祉水準の段階的向上。「両にらみ」と書いてあるが、ある意味では「三方にらみ」で実施するという非常に困難極まる過程を選択せざるを得ない。今回の地震で、この「三方にらみ」が「四方にらみ」になった。次に、我が国に許される期間的余裕は、スウェーデンのような20年余りという長期には全く期待できない。より短い期間内で、より急速な漸進措置が避けられない。これは大変厳しいが、やらざるを得ない。

3番目。常にワイズ・スペンディングを目指し、また、公債や借入金への依存を徹底して排除しなければならない。

4番目。このような困難極まる戦略を成功させるためのもう一つの条件として、政府の持つ新成長戦略の確実な実施の確保が必須である。今のスウェーデン型の増収措置と福祉水準を少しずつ上げていくというやり方が戦略として成長を促進させるということは、スウェーデンの例はあるけれども、一方で、そのためにはやはり時間がかかる。したがって、福祉国家戦略をやりながら、新成長戦略の同時遂行によって、内需と外需のバランスがとれた成長を目指す。これ以外に手はない。

○討議

(峰崎委員) 大田教授が「被用者年金からの不透明な財政調整」とおっしゃったが、それはどういうことなのかもう一度説明いただきたい。

(大田教授) 問題は2つある。1つは、被用者年金の方は1階部分と2階部分が分かれておらず、全体を被用者と雇用主で折半しているが、このうちどれだけが基礎年金に行っているのかわからないという点がある。

もう1点は、いくら必要になるかという基礎年金の額を計算するとき、未納者・未加入者の分は除いて、つまり分母から除いて計算する。したがって、未納・未加入者が増えれば増えるほど分母が小さくなるので、1人当たりの負担が大きくなる。つまり、未納・未加入者は国民年金にしかないが、増えると分母が小さくなるので、必然的にサラリーマンの負担が大きくなるということが言える。

(峰崎委員) 2点目については、少し誤解があるのではないか。国民年金の未納・未加入者は、国民年金勘定で完結するのではないか。大田教授のように理解されると、サラリーマン層に未納・未加入のしわ寄せが行っているという誤解を受けるおそれがあるので、どういう趣旨かお聞きした。

(大田教授) 未納・未加入者をどうするかというのは国民年金制度の問題であって、その制度の中でしっかりと解決すべきである。もし、峰崎委員がおっしゃるように、基礎年金を独立させるならば、負担もそのような形で一元化する方法が考えられる。つまり、サラリーマンも同じように定額を払って負担するという方法もあるだろうし、もちろん税方式の導入もあるだろう。つまり給付の側だけ統合して、負担の側は前のままの縦割りになっていることの弊害が表れている。

(岡村委員) 医療の分野においては、全体を規制し効率化を図って解決する、という御指摘である。国の政策によって、医療を国家戦略で導いていくということのみで超えられるという主旨で、医療における給付と負担の関係について、どのようにお考えか。

(大田教授) 医療についても決して聖域ではないので、効率化を進めていかななくてはならない。しかし、医師不足や救急医療が万全ではない状況にあるのは事実である。したがって、中の使い方を変えていく、必要などころにお金が投じられるような仕組みをつくっていくということが大事である。

つまり、効率化の余地はたくさんある。老人医療費が一番高い県と低い県で1.5倍の格差がある。まだIT化も進んでいない。したがって効率化の余地が十分にある。その効率化を進めることが必要である。

単に負担と給付の関係だけからどんどん削減していけばいいという話ではないが、まだまだ効率化の余地がある。中身を変えていくことが非常に大事である。

(柳澤委員) 1点目は、目的税なのか、目的化かということ。今の教授の話の聞いている限りは、現行消費税の問題点が拡大してしまうとか、インボイスをきちんとやれということであるとか、あるいは物価スライド制で消費税の増税分を調整しろということの指摘は、それはそれで納得であるが、改善すればよいわけで、だからといって将来のことについての目的税化はだめだと言うことは、ちょっと飛躍があるのではないかと1点。なお、相続税の点は私もほぼ賛成である。

2点目は、年金について、2階部分も一元化すれば更に不公平が拡大するのではないかとこのことに関して、私は今の自営業者にしても所得比例年金を導入するのであれば問題ないと思う。ただし、その保険料を、サラリーマンが半額で済むのに、個人が丸ごと負担することが可能かという問題については、自営業者の所得の性質が労働報酬部分と資本報酬部分に分かれ、それらをほぼ2分の1と見ていいということは、いろいろな研究者の研究成果も出ている。つまり、税率を掛ける部分が半額になれば、

同じ社会保険料率でもバランスがとれるようになっていく。それから、年金は労働報酬の稼得の逡減に対するものだと考えれば、それでつじつまも合うと考えている。これらについて、大田教授のお考えをお教えいただきたい。

(大田教授) まず、目的税化についてであるが、純然たる目的税として、必要額だけ税率を上げていくという形にしたときに、まず、その上げ方の刻みがどうなるのかという問題がある。そして、どこかでピークアウトするわけであるが、そのときの下げ方をどうするか。逆に言うと、必要額だけを取ると、上げるペースが非常に細くなるし、逆にどんどん上げていくと効率化も進まないということになる。つまり、1対1にすることの弊害があるのではないかとということが1点である。

それと、タックスミックスで、1つの税だけが過剰に重くなることは、全体として歪みも大きくなるので、本当の目的税にしたときに一体何パーセントになるのかということがあって考えていけないといけな。

国民年金の加入者も所得比例の形で一元化していくことは理屈から言うとまさに柳澤委員がおっしゃるとおりだと思うが、そのときの所得捕捉の問題をどうするのか。更に未納・未加入が増えるのではないかと。そうすると、完全に天引きされるサラリーマンに更にそのしわ寄せがいくということになるのではないかと懸念で申し上げた。

つまり、現在の問題がある状況を前提にして考えれば、年金の問題点はすべて基礎年金にあるので、まずは基礎年金の部分の問題を解決することが重要ではないか。

(柳澤委員) 後者から申すと、要するに掛けたものに対して給付を受けるという「みなし積立方式」であるから、ある意味で所得を過少申告した場合には、自業自得で自分の年金額が減るだけだ、と理解できないだろうか、というのが私の考え方である。

もう1点については、目的税化は国民の納得を得てかなりの幅の税率の引き上げを実現するには、ほかに方法はないのではないかとというのが私の感想で、これが見解の分かれるところだと思う。

(大田教授) 一言だけ。前者については、もし所得比例部分をつくるなら国民年金は別個の扱いにして、今の国民年金基金のような任意ではなくて2階部分をつくるという方法がいいのではないかと考えている。

目的税の方が国民の理解が得やすいことは私もよく理解できる。その点で、リジッドな目的税ではなく、目的化、つまり税収は全部入れる、入れても当然足りないが入れる、ということであれば賛成である。

(柳澤委員) 引き上げの方法については、特別会計で管理していけば、借りている時期もあるし、少し貸し越しになる時期もあり、問題は解決するのではないかと。

(矢崎委員) 医療改革について大筋は賛成するが、あえてつけ加えれば、実際に医療に携わっている者からすると、医療のステークホルダーの意識改革ももちろん必要だけれども、住民の意識改革、受ける側の意識改革がやはり必要ではないか。例えば地域医療再生のために病院の機能分担と集約化を行おうとするときに、住民がまず反対する。それと、かかりつけ医を持つという意識がなくコンビニ受診をする住民の意識を変えていただけないか。

被災地域を特区にするという件は、行政にお願いしたいが、釜石市や宮古市がほぼ壊滅状態のときに、病院を含めた新たなシステム、その地域で完結できるようなプランを立てて、そこに財源を投入するというように、何かプランを立てる必要があるのではないかと。

消費税については、我々としても是非お願いしたい。今回の大震災に当たり、復興税という増税に国民の70%が肯定的だというアンケート調査もあり、負担が見える形で示されれば国民から認めていただけるということである。そういう意味で目的税化、すなわち用途を明確にすることを、やはり消費税を議論するときには、国民が納得するかどうかという観点から明確に議論していただきたい。

(大田教授) 最初の点だけ少し申し上げる。患者の側の意識改革は確かに必要だけれども、今、かかりつけ医と呼ぶに足る医師はほとんどいない。最初はかかりつけ医に行くような制度を作る。そうすれば、そこに家庭医がいなければいけない。家庭医とは診療所の医師のことでなく、専門的な訓練を必要とする。また、今の診療所のように夕方早々としまふ、土日休み。これでは患者の側に意識改革だけを要求するのは酷である。

福島で今取り組んでいる家庭医は、地域医療センターを作って、そこに四、五人の家庭医がいて、この家庭医は専門的な訓練を受けて、過剰投薬とか過剰検査がないように、まさに患者の代理人として必要な医療を判断する。四、五人が24時間そこに常駐している。仮にこういう仕組みがつくられれば、まずはかかりつけ医に行け、いきなり大病院には行くな、ということも言えるのではないかと。

(矢崎委員) 今度の宮古、釜石に我々は行って医療支援をしているが、ほとんど病院は壊滅状態で、そこでクリニックを開業している医師が本当に一生懸命やっている。

そういう意味で、大田教授のおっしゃるように、ビル診的などころもあるが、地域で、特にへき地とかで地道に一生懸命やっている医師もいるので、一言で片づけられないように願います。

(宮島委員) 経済と財政を一体化して進めることが非常に重要であることや、非効率を温存したまま社会保障を拡大して増税するのでは国民は納得しないということは、本当にそのとおりだと思う。

社会保障の分野でも民間の参入や民間の力を使うことが非常に大事だと、どの報告書にも書かれているし、いろいろな人が言うのにもかかわらず、現実には民間が参入しづらい状態になっている。成長と社会保障が一緒に進まない状況になっている。結局、どこを変えるべきなのか、何がハードルなのかということをもう少し伺いたい。

(大田教授) 医療で言うと、私は混合診療を解禁すべきだと考えている。それはとにかく自由にしろということではなく、一定の質以上の医療機関に対して認めていく。第三者機関をその病院ごとに作って、そこで診療内容を判断していく。

介護については、補助金の払い方を変えなくてはならない。補助金は社会福祉法人などの非営利法人にしか支払われていない。競争上イコールではない。ここで民間も出てきて、さらに周辺ビジネスもできるようにならないと、介護労働者の賃金も上がっていかない。私は今の質問に対しては、補助金の払い方を変えていくことが一番大

事ではないかと考える。

保育についても、多様な担い手を入れ、多様な担い手間で競争をし、利用者が選ぶ形を作ることが必要だと考えている。

(峰崎委員) スウェーデンの場合は積極的労働市場政策を採るときに、成長分野は誰が決めるのか。その成長分野に職業訓練その他で進めていくということがうまく機能していくと、成長もうまくいっているのだらうと思うが、私たちが見ると、政府が成長分野について「ここは成長しますよ」と言うのはなかなかできないと思うが、そういう意味でうまくいっている秘訣というのは何か。

(藤井元大使) 積極的労働市場政策は「その他福祉」の中の一つの要素であるという話をした。恐らく日本の3倍とか4倍とかの国費を投入している。

今おっしゃっている積極的労働市場政策の本当の意味は、職業訓練を訓練だけではなくて、訓練した後の面倒まで見るということだろう。だから、労働者にある程度技術をつけて、その技術が使えるような技術をつけてあげることが積極的労働市場政策の一つの要である。

つまり、社会民主党、あるいは労働組合のスウェーデンの組合長と話をしていると、ついに彼は言った。「失業というのは、天の恵である」と。つまり、非効率企業から効率的な企業に労働者を移さなければ成長しない。それがシュンペーター的な物の考え方である。それを実現するのが積極的労働市場政策である。

したがって、誰が決めるかという、どこに労働者を持っていくのかというのを決めるのは民間である。だから、旋盤など従来型のどこにでもあるような訓練をやっても、その訓練によって、「あなたはそれを身につけたんですね。それでは私はあなたを雇いましょう。」という企業が出てこなければ、何の意味もない。

そこまでいくと、現在、民主党の政策の中でその芽は出ている。つまり、職業訓練は最初からある程度その後の面倒まで見る。その後の面倒を見ることができるのはどういう場合かという、必ず雇う人がいるような技術を教え込む。それは3か月や半年では無理なので、1年でも2年でも訓練に訓練を重ねて、それで例えばIT技術者をつくり上げるというようなことが積極的労働市場政策として求められている。お金もかかる。面倒の見方は、訓練を始める前から企業に頼んで訓練してもらい、企業に訓練してもらっている間は必要な経費は全部税金で見ると、ということをやっている。それが積極的労働市場政策である。

ただし、この分野が一番モラルハザードが起りやすい。福祉国家でモラルハザードは必ず起こるが、そのモラルハザードをどうやって防ぐか。つまり、職業訓練期間中は報酬があるので、それをできるだけ引き延ばす者も出てくる。新しい技術をつけて本格的な労働者になろうという前向きな姿勢を持っている労働者ばかりとは限らないので、そこにはかなりの程度のモラルハザードが起こる。これが4年前に社会民主党が政権を失った最大の原因である。

(柳澤委員) モラルハザードが起こっているという話を聞くと戸惑う。我々が今まさに始めようとしている職業訓練中の生活費の支給についても、早々とテレビ局が見つけて、そこにモラルハザードが起こっているという指摘が行われている。したがって、

特に最近のスウェーデンの社会保障をめぐる政界の動きを見ていても、おいそれと乗り切らないというのが私の感想である。

また、今、既にこれだけの支出と収入の差がある中で社会保障を充実させていく、より金がかかるようにしていくことには、どんな方法があると考えてるか。

(藤井元大使) どんな国であれ社会保障制度というのは徹底的に改革しても、モラルハザードをなくすことはできないと思う。スウェーデンの人たちから見たら、我々の税金を使って遊んで暮らしている連中がいる、それに対してどういう手段をとるか。例えばアブセンティズム、すなわち仮病を防ぐためにはどうすればいいかということ在必死に考える。新政権、中道派政権は積極的労働市場政策の中に、働くことに対するインセンティブを加えていくような制度改革をどんどんやっている。そういう対策をとるのが福祉国家の方向であり、モラルハザードがあるから少し水準を下げようではないか、例えば失業手当を下げるとか、失業手当の支給期間を下げるとか、そういう水準の調整のところはやる気があまりない。つまり、彼らは中道派政権であっても自国の福祉システムに対する信頼というか、維持すべきだというか、そういう感覚は非常に強いと私は見ている。

財政の収支差が現にあることについては、「四方にらみ」でやる以外に方法がないのではないか。

まず大田先生が強調された非効率の部分を修正していかないと、増収措置もなかなか納得が得られないというのはそのとおりであるので、非効率の修正は第一段階でやる、というような段階的なことをやっていく。そうすると一般市民にとってはベネフィットがほとんどないおそれがある。スウェーデンの場合にはそういうことをやる必要がなかったから、住民税を2%上げれば2%分だけ返ってくる。付加価値税を2%上げればずっと返ってくる。それは「あなたのおじいちゃんのところに週1回来ていたのが週2回来るようになったでしょう。」と説明できる。これで次の選挙には勝つわけである。

そのようなことを言えるようにしておかないと、例えば女性の家庭からの解放に前向きに取り組めますというようなことを入れていかないといけない。しかも直ちに女性を家庭から解放するのではなくて、10年がかりでやるということでもヴィジョンとしては成り立つ。そのようなヴィジョンを作ることから言って、「四方にらみ」というのは避けがたい。

(矢崎委員) 医療の点からお聞きしたい。今のスウェーデンが福祉国家として管理したときのモラルハザードの話があったが、医療の面でもイギリスとかアメリカのように医療へのアクセスがスウェーデンは結構悪い。

もう一つは、例えば1990年初頭には高齢者の社会的入院とされている方々を、介護に強制的に押し出したとか、そういうことを結構やっている。

それがどうして国民に大きな課題になっていないかということ、1つは人口が約900万人と我が国の10分の1以下で、負担と給付の見える化が非常に行われやすい。今のお話のように具体的に細かく説明できることと、医療などの社会福祉が非常に行き届いて、それをウォッチングできる状況があるということが大きく違うのではないか

と思う。

したがって、我が国は今、藤井教授の指摘のように、そのまま日本には採用できないというお話のとおりで、人口が多くて医療のステークホルダーだけではなくて、国民のいろいろな思いとか、そういうものがある我が国で、スウェーデン方式というのが実現できるかどうかというのは、少し危惧されるところがあるが、いかがか。

(藤井元大使) スウェーデンの医療制度であるとか介護制度などを、そのまま持ってこいとは一言も書いていない。それは日本にいろいろ問題があるから、スウェーデンが経験したような漸進的に増収措置をとりながらベネフィットを主張していくというやり方しかないのではないかということ強く申し上げた。

医療に関して、確かにスウェーデンは、診療所レベルにまず行かないと後は何も進まない。診療所が家庭医となっているわけである。そこでがんが発見されたという、そこで初めて中央病院に行ける。中央病院に行ったら行ったでなかなか診てくれないというような、私自身がスウェーデンで経験したが、そういう非効率さ、医療のクライアントに対する官僚的なやり方に対する修正というのは、どんどん進んでいる。かなりそこは改善された。

介護について、長期療養病棟は廃止して、それを社会福祉の方向へ持って行ってしまったのはエーデル改革と言うが、この改革は成功だったと思う。ただ、社会福祉に持って行ったことによる欠点は常にある。医療のままで長期療養病棟に社会的入院があふれかえっている状況で我慢することに比べれば、これは相当大きな効果があったと考えている。

なぜそれがうまくいったかという、日本の場合とは全然違う。日本の場合には医療保険を救うためにやっている。要するに公費の効率化の一環としてやっているが、スウェーデンのエーデル改革の場合は、社会的入院を何とか防いで、全体の機能が効率的に運営されるような方策という目的としてやってきているので、それも始めたのは1990年で、既にエランデル改革による社会福祉システムがほぼ完成した後にやっている。だから市町村に長期療養病棟から福祉の世界に移していくのに対して、市町村側に受け入れるだけの財政力をつけた後でやっている。日本の場合には残念ながらそうっていないという話であると思う。

見える化については、人口の問題が必ず出てくる。日本は1億2,000万人でスウェーデンは900万人だが、この人口規模でも見える化は難しい。だから、エランデルはそれを始める前に徹底的に社会サービス、つまりベネフィットが認められる分野は徹底的に地方分権をした。したがって、福祉サービスは基本的にコミューン、つまり市町村の仕事にして、コミューンに全部任せる。社会サービス法という基本法はもちろんあるが、その基本法の中でどういう仕組みを整備するかということに関しては市町村が決める。決めるということは財政力をつける必要がある。エランデルが地方分権をやる前にやったのは、徹底的に市町村を合併させた。最初2,500あった市町村が、最終的に1970年代の初めごろには300足らずまで強制合併をした。そうすることにより人口500人以下という小規模なところで1つの市町村ということはなくした。その結果、市町村は小さくても高等学校を持てるところまで合併させた。

人口を市町村の数300で割っていただくとわかるが、平成大合併の前の日本の状態、つまり1市町村当たりの人口と言うことで言えば、ほとんど変わらない。見える化というのは実際に行われたのは市町村レベルで見える化が生まれている。

○ヒアリングにおける指摘事項の整理について

(中村内閣官房社会保障改革担当室長) これまでのヒアリングにおける指摘事項の整理に入りたい。まず、事務局から資料に沿って説明する。

(香取内閣審議官) 資料2と資料3は、非公式会合も含めこれまで行われてきた集中検討会議のヒアリング、またヒアリングの際に提出された資料等に基づき、意見等を事務局の責任で項目に沿って要約したものである。

資料4については、第4回集中検討会議で子育てについて前田委員、貧困・格差について湯浅委員からご説明をいただいたが、その日はそれらについての討議の時間がなく、その次の第5回会合で討議を行うこととしていたところ、地震のために第5回が開催できなくなったことから、この度、討議に代えて、ご意見を資料の形でご提出いただいたものである。

1枚目に「会議終了後回収」と書いてある資料がある。これは、ヒアリングでいただいた御意見を整理しようというものであるが、今日のこの会合でも前半でヒアリングさせていただいたので、その意味では、まだ完全な整理ができる状況になく、来るべき正式な集中検討会議に向けてヒアリング事項を整理して報告申し上げるための、言わば途中段階での整理を今日お示しして議論に供したいというものである。

1ページには、今、申し上げた位置付けが書いてある。2月から3月にかけてヒアリングを行い、具体的には、2月19日、2月26日及び3月5日に、それぞれ経済団体・労働団体、各新聞社、それから有識者のヒアリングを行った。

この間、並行して、医療・介護、子育て、若者支援、貧困・格差問題等について現場で活動する委員から3回にわたり意見交換の場を別途設けさせていただき、そちらでもさまざまな資料提出、あるいは意見交換を行っていただいた。

その後、震災発生後は準備作業会合で、全国知事会、全国市長会、全国町村会、複数の有識者からヒアリングを行った。各府省からは、もともとは大臣からご説明いただく予定だったが、このような会合になったこともあり、事務方から資料を提出してもらい、ヒアリングを行った。

これらを取りまとめたものが資料2と資料3になる。

その中から、さまざま意見がある中でおおむね同様の趣旨の指摘があった部分、つまり、ある程度考え方の方向性が一致したものを中心として整理し、その上で個別に具体的な指摘があったものについては、その旨、付記をしたものが2ページ以降の別紙の内容である。簡単に説明申し上げます。

最初に総論的な事項であるが、社会保障改革全体の考え方については5点に整理している。

全体として、社会保障改革についてはもう時間的余裕がない、待ったなしの課題である。特に諸外国、マーケット等、この改革については大変多くの方が関心を持って

いる。これまでの諸々の会議の議論、あるいは現政権下における議論も踏まえて、早急に取り組む必要がある。

2点目は、現状の課題・問題点をわかりやすく国民にお示しする。あるいは改革の哲学、考え方を大きく一つにまとめて、合意形成を図ることが必要である。

3点目については、医療・介護といったサービスについては、雇用や消費につながっていくような制度設計を考えて、経済の活性化とのつながり、あるいは財政への貢献といった好循環を考えるべきである。

4点目は、国民の理解を得る前提としてサービスの効率化あるいは重点化が必要であり、質的な機能強化につながるような、費用対効果の観点でよりよいサービスを低いコストで実現できるものを目指すべきである。

5点目は、社会保障給付の多く、とりわけサービス給付は基礎自治体が提供しており、国と地方の協働・役割分担に基づく社会保障を構築すべきであり、そういった意味で地域の実情に応じたサービスができるような関係を考えるべきである、という指摘である。

(2)は「目指すべき社会保障の姿と施策の優先順位」である。

やはり社会保障は高齢者中心という意識があり、また現実の制度設計がそうなっているということで、若い人たちには自分たちの抱える問題が社会保障では解決されないという理解があり、それが社会保障に対する距離感、あるいは信頼の喪失につながっている。したがって、高齢者を中心とする現行制度から、子どもや若者世代に対応していくという大きな方向の切替え、全世代支援型の積極的な社会保障への転換が必要であり、現役世代の活力を高めることがこの制度全体を支えることにもなるので、そういった方向性を目指すべきであるということが言われている。

3点目は、特に今回、安定財源の確保のための税財源の投入の議論があるであるが、やはり現物サービスについてより優先的に、具体的には医療・介護、子育て分野に振り向けるべきであるという意見があった。

サービスに関しては、自立・自助を基本に、共助・公助を組み合わせることで、NPO等多様な主体が担うサービス・社会づくりを目指すべきであるという意見があった。

次に、国民にも給付と併せて負担についてよく考えていただき、負担についてお願いをすることを正面から訴えるべきであるという意見があった。

最後に、公平・公正な社会保障、あるいは効率性という観点から、番号制度の導入を急務として考えるべきであるという意見があった。

(3)は「震災復興との関係」で、大きく2点の意見があった。

1点目は、被災地は非常に高齢者の方が多く、社会保障の充実を図ることは、そういう意味では震災復興ともつながる部分があり、また、少子高齢化とか家族形態の変容は一つの大きな社会的な変化であり、それに備えるような社会保障制度を考えるべきである、ということ。

2点目は、震災によって財政制約がかなり厳しくなることが予想されるので、社会保障の中で真に守るべき部分をきちんと骨太に議論して、重点化・効率化という部分

をこれまで以上に強化して、税と社会保険の役割分担を明確にして議論するべきであることが言われている。

(4)は「超党派での議論の必要性」で、超党派での合意形成、与野党協議の場の必要性について多くの方が指摘している。

次に各論である。医療・介護については、医療提供体制全体について、機能分化と連携強化を図るとともに、効率化・重点化を目指すべきだという御意見が多くあった。

具体的には、地域ごとに人材育成を含めた地域完結型の医療制度を作っていくこと、「総合医」「家庭医」の育成・普及を図るべきこと、医療従事者の就労環境を改善すべきこと、後発医薬品の使用を促進すべきことなど効率化の問題、医療・介護の連携について個別に指摘をされている。

介護サービスにつきましては、医療との連携と、地域でその方が最期まで暮らせるという地域における包括ケアシステムが指摘されている。

具体的には、予防や自立を重視すること、要介護度の改善につながるサービスをすること、高齢者が住みやすい住宅やまちづくりと併せて、訪問型サービスの充実を図ること、また、認知症対策、ボランティア等の活用、主体規制の緩和、介護事業者の処遇、ケアマネージャーの質の向上等々の指摘があった。

医療・介護の関係では、保険者の機能・体制、あるいは公的給付のあり方・利用者負担等について指摘があった。

皆保険体制を維持する観点からすると、保険者のあり方、あるいは財源のあり方についての改革が必要であり、具体的な指摘事項として、次のような意見があった。

都道府県がもう少し関与するべきではないか、またレセプトチェック等保険者の給付に係る機能の強化を図るべきであるということ。公的医療保険制度の制度体系、運営主体の再編ということで、例えば国保の都道府県化の問題や高齢者医療の見直し。高齢者の窓口負担については現在、暫定的に前期高齢者は1割になっているが、これを本則どおり引き上げるべきであるということ。医療保険については、どの部分のリスクを保険でカバーするかという観点から、大きいリスクを皆でカバーして、小さいリスクは自分で賄うという、いわゆる保険免責制の導入を図るべきであるということ。産業としての医療という観点から、混合診療の解禁を考えるべきであるということ。薬剤については、医療費全体の適正化の観点から、これを抑制すべきであるということ。

介護保険についても、利用者負担の在り方、給付の重点化ということが指摘されている。

特に、被保険者の範囲の拡大、施設入所者について重度要介護者への重点化、補足給付等の給付の適正化・無駄の削減、自己負担の引上げ、基礎自治体へのさらなる権限移譲、ということが指摘されている。

その他として、ICT化あるいは介護ロボット等、さまざまな技術開発への対応を制度の中に積極的に取り入れるべきであるという指摘があった。

次に、子ども・子育て関係である。

子ども・子育て新システムについては、待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、安定財源確保等という観点から検討を進め、その際、サービスを担っている地方

自治体の実情に応じたものにしていくべきであるという意見があった。現在検討されている制度設計の中で特別会計の設置とか、企業負担の位置づけ等が議論されていて、これについては基本的には賛成できない、あるいはコストの削減につながる事が大事であるという意見があった。

具体的には、子育てについての包括的な相談支援を推進すべき、また、地方自治体が行っている乳幼児医療費について、ある程度、全国的な統一を図ってほしい、という意見があった。

仕事と子育ての両立につきましては、M字カーブの解消や女性の就業率の向上を図るべきという意見があった。これとの関係では税制の配偶者控除の問題とか、年金の3号被保険者、あるいはパートの適用の見直しなどについて、男女共同参画という観点から、中立的な仕組みにするべきという意見があった。

子ども手当については、手当の水準、所得制限の導入、現物給付とのバランスなどの指摘があった。なお、手当についてはいわゆるバウチャーのような形にしてはどうかという意見があった。

年金については、まず制度体系全体について、将来的には、自営業者も含めた所得比例年金に一元化するという意見と、現行の自営業者と被用者の2本立ての制度で考えるという意見があった。

2階建てを維持する場合は、1階部分を税方式とする、あるいは2階部分を任意の拠出建てにするとの意見があった。

更に、大きい制度改正になるので、ある程度、段階的な改革をしていく方向性もあるのではないかとということで、すぐに取り組む改革と、将来的に取り組む改革に分けて議論することも必要なのではないかという意見があった。

基礎年金については、現行の2分の1国庫負担を維持すべきという議論と、更にそれを段階的に引き上げる、ないしは最終的に全額税方式にするといった意見が出された。

基礎年金の水準については、現行水準から月額7万円の水準に全額税方式で引き上げる、あるいは5万円の最低保障をする等々の意見、あるいは低所得者に対して別途加算を付けるといった意見が出された。

自営業者を含めて所得比例年金に一元化する場合に、基礎年金は、所得比例年金を補足するような最低保障機能を持った年金に転換させていくべきではないかという意見もあった。

これ以外の指摘事項としては、マクロ経済スライドとの関係で、将来的な基礎年金水準の低下についての対応も必要であるという意見や、最低保障機能を付ける場合には、高額所得者については減額をしていくべきではないか、あるいは25年の受給資格期間を短縮すべきではないかといった意見がありました。

厚生年金への適用拡大については、パート労働者等への適用拡大が多くの方から指摘をされた。

年金制度の一元化については、厚生年金と共済年金については基本的には一元化をすべきであるという意見が多かったと思うが、国民年金と統合していくことについて

は将来課題とするべきである、あるいは段階的にやるべきであるといった意見があった。

その他としては、未納・未加入問題についての認識の共有、社会保障制度を皆で支えるという意味での教育の必要性、デフレ下でもマクロ経済スライドができるようにすべきではないかという意見があった。それ以外には、支給開始年齢を引き上げるべきではないか、子育て世代の保険料負担の軽減を図るべきではないかといった意見が出された。

貧困・格差関係については、雇用政策との連携を図ることで貧困や格差の連鎖につながらないようにするべきであるという意見が多かったかと思う。

具体的な指摘事項としては、求職者支援制度のような職業訓練と所得保障を一体的に行う制度、セーフティネットの三層化、ワークシェアリングの導入、最低賃金や男女の賃金格差の解消、労働者派遣のあり方の見直しが必要との意見があった。また、行政の縦割りや申請主義を排して、個別に1人の方をサポートできるようなパーソナルサポートなど包括的・総合的な相談体制を構築するべきであり、これにはマンパワーの育成と充実が必要であるという意見があった。

また、さまざまな問題を同時並行的に抱えている方に対して、言わばサポートする人がそばに寄り添ってサポートするような「伴走的支援」が必要ではないか。現在の個人情報保護が非常に厳格なので、なかなか現場で情報の共有ができないという面があり、その部分の改善が必要ではないか。住宅に関する施策が必要なのではないか。あるいは教育の問題、子どもの貧困の問題の指摘があった。

生活保護については、できるだけ就労や自立につながるようにすること、暴力団や貧困ビジネス対策等不正受給を防止すること、漏給防止や相談窓口体制の充実が指摘されている。

障害者については、総合的なサービス体系の構築を図っていくことと、新制度構築に当たっては、地方自治体の意見を尊重するべきという意見があった。

最後に、財源確保に関して、財政健全化との同時達成については、これも多くの委員から意見があり、財政が持続可能な状態でないことと、社会保障の持続可能性がないことは同義であり、財政の破綻を避けることをまず考えなければならない、ということであった。同時に、この問題は市場の信認ともつながるので、先送りをしていくことはマーケットの反応等も考えますと非常に危ないのではないかという意見があった。

また、時間が経てば経つほど赤字幅が大きくなり、財政再建のために必要な領域が肥大化をするので、切迫感を持って早く取り組むべきではないか。社会保障の財源配分については、厳しい目で政策の優先順位を付けて、効率的かつ最大限に活かせるような配分をするということ。財政健全化については、きちんとシナリオを持ってやるということと、安定財源の確保については、財政再建という言わば国際的な公約にもなっているものと同時に達成するべきである、という指摘があった。

税との関係については、消費税の重要性の指摘があり、消費税については、社会保障に用途限定をすべきであるという意見や目的税化すべきという意見があった。

あと、消費税の税率や引上げ時期の具体的事項については、さまざまな意見があり、できるだけ速やかに 10%ぐらいまで引き上げ、将来的には 10%台半ば、あるいは後半までの引上げは避けられないという議論もあったし、増税の時期は先送りすべきではないという議論もあった。

所得再分配機能の強化という観点から所得や資産に対する課税も検討すべきという意見もあったし、安定的な地方財源という観点からの議論も必要だという意見があった。

最後に、その他として、負担を求める場合には、徹底した行財政改革の実行が必要であるという意見もあったし、具体的事項として、休眠口座基金の創設といった提案もあった。

以上、概要を整理したものを説明申し上げた。これは、本日の議論とか、今日のヒアリングの事項なども踏まえて、更に補足や修正をして、最終的には、再開される集中検討会議に報告することとしたい。

○討議

(清家委員) これは今までここで出た我々の発言も含めて様々な意見を一応集約して、今後の議論に供するための資料であるという理解でよいか。

(香取内閣審議官) そのとおりである。

(清家委員) まず総論として、社会保障改革がきちんと進むための大前提は、やはり経済成長、あるいは付加価値生産性の向上であるという議論があったと思うので、その点を入れておいた方が良いのではないかな。

震災復興との関係について、ここに書かれていることはそのとおりであるが、同時に市場のリスクとの関係で言えば、震災のために新たな大規模な政府支出が必要であることを考えると、財政の国際的な信認、あるいは市場からの信認を確保するためにも、社会保障と税の一体改革の必要性はより一層高まっていると言うべきではないかな。

8 ページの年金の「(5) その他」の3つ目の○で「このほか」となっていて、小さいポツで支給開始年齢の引上げが書かれているが、これは大きいテーマなので、「その他」の中でも○の項目に上げた方が、後の議論で取り上げやすいのではないかな。

(吉川委員) 2点ある。1点目は、私も経済成長、付加価値の向上という論点は重要だと思う。今日、大田先生からもそのような意見が出たし、多くの委員がこれまで指摘されてきた。

ちなみに、今日、藤井先生からモラルハザードの論点が出た。医療や介護は少し違うと思うが、雇用保険や生活保護にかかわるモラルハザードは、経済成長や経済の状況に大いに依存する。つまり、一言で言って、経済がよければモラルハザードは小さくなるし、経済が非常に悪い中で雇用保険や生活保護に関係したモラルハザードは大きくなる関係があるだろう。

2点目は、「会議終了後回収」の資料の3ページの(2)の最後の○に社会保障と税に関わる番号制度についての記述があるが、私はより大きな項目に格上げしてもいいと思う。同時に、番号制度を導入することが必要であるということだけではなくて、番

号制度を導入することによって、現行の制度などが具体的にどのようによくなり得るかという可能性をしっかりと書いて情報発信すべきである。

社会保障を機能強化する一方で効率化する必要があるということも、多くの方が言われているが、その点で番号がどういう役割を果たすのか。

医療保険においても、高額療養費制度について番号の活用の可能性があると思うし、頭の体操だが、例えば雇用保険。失業給付を受けている間は保険料を免除するというのも考え方としてはあり得ると思う。一方で失業して雇用保険の給付を受け、家計が非常に厳しい状況にある。しかし、もう一方で保険料を払う義務がある。本当に保険料を払い続ける力があるのかどうかということも番号があればいろいろな対応は可能かもしれない。

いずれにしても番号を導入することによって社会保障の将来像がどれくらい合理的なものになって、また国民の目から見て使い勝手のいいものになるのかということを中心に大きく書くべきではないか。

(亀井委員) どのようにしてヒアリングの先生を選んでいるのかわからないが、以前に党としても医師会や薬剤師会の意見も聞くべきだと申し入れた。例えば消費税を社会保障目的税化するのか、それとも現行どおり目的化するのか。その点について、自民党政権だったころに国民新党が社会保障目的税化したらどうかという質問をしたことがあった。確かその当時、与謝野大臣は同じように考えておりますという答弁をされた記憶がある。だから、そういうお考えだろうと思っている。ただ、医師会は目的税化はあまり賛成ではなくて、実は目的化がいいと言う。医療費が目的税の中で十分になかったときにどうしたらよいのか、そこで終わりにになってしまうかもしれない、という心配もしているようである。彼らには彼らの見方があるし、もう少し広く意見を聞いた方がよろしいのではないか。もう一度お願いしたい。

(与謝野大臣) 目的税にするのか目的化するのか、いろいろな言い方がある。実際はどちらにしても社会保障の経費はものすごく大きいので、その内側に入ってしまうから、目的化と言って社会保障の財源の中に入れてもまだ足りないし、目的税にしても背が足りないということで、言わば財政学の中の財政の硬直性という議論とは、事実上は非常に縁遠い話になっている。平成 21 年度税制改正法の附則第 104 条には何と書いてあるか。

(中村内閣官房社会保障改革担当室長) 「消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。」と書かれている。

(峰崎委員) 私は混合診療には反対である。規制が緩和されて自由になり、アメリカのような状態を作る、あるいは低所得者が本当に受けられないような仕組みは日本の制度を壊してしまうと思っている。混合診療については、既に保険外併用療養費制度が入っているので、それについてどのように考えるかということは、きちんと整理した方がよい。

(中村内閣官房社会保障改革担当室長) 必要があれば何らかの形で御説明をさせていただくようにしたい。

(岡村委員) 震災の復興について触れているが、復興に要する費用が、この6月のとりまとめの段階では明らかになってくると思う。したがって、その額に応じて、これからどう財政を運用していくのか、社会保障を実現していくのかという問題は、大きく影響を受けると思う。復興に要する費用と社会保障のあり方、財源のあり方についての議論をこれからは是非お願いしたい。

この次のまとめの中で、いわゆる社会保障に関わる産業化という問題について触れているのか。先ほどの藤井元大使の話にもあったように、やはり成長分野として位置づけて、これを産業化していくというリーダーシップが取られるべきではないかと考えていて、是非その点を加味していただきたい。

(渡辺委員) 2点ある。1点目は、経済成長が社会保障を充実させる大前提であるということは、しっかりと書いていただきたい。それが新しい産業を興す可能性もあることも是非付記をしていただきたい。

2点目は、今回の討議資料も「こうすべきである」という「べき論」になっている。その「こうすべきである」ということを、どうやってブレークダウンして具体化するのか。これはヒト・モノ・カネ・仕組みを上手に組み合わせなければいけないということになる。それをできるだけ明確にしていきながら、いろいろな意見があるわけだから、意見の対比をしっかりと見えるようにして、その差は何であるか、具体的な課題は何であるかということを見る化した資料を作ってもらおうと、議論が大変しやすいと思う。

(宮島委員) 今日スウェーデンの話を伺い、改めて女性の就業と子育ての両立のための環境整備が成長の促進にもなった、非常に明確なスタンスで臨んでいた、ということを感じた。

「仕事と子育ての両立について」と書いてあると、どちらかというところは女性の問題で、女性がどのようにやっていくかのお手伝いであると考えられがちだが、私は経済が成長することと、次の世代を育て現実の人材を十分に生かすことは、日本にとって大事な土台だと思っている。

仕事と家庭が無理なく両立できるということは、その女性の労働力を生かすことと、次の世代を生み出すことを同時にするわけであるから、多分今の日本にとって、少し支援するべきというところではなく、非常に大事なことはないか。それが今後の日本の成長や持続性に影響するということが、共有されていないのではないかと思われるような大変さが仕事と子育ての現場にはたくさんある。

子育ての環境改善の重要性は強調してもし過ぎではないと考えている。女性が働きたいようだから少しそれを支援しましょうという話ではなく、日本の将来の成長や持続性のために環境整備が絶対に必要なことなのだというところを、何かの形で強く示せばいい。

もちろん、就業しないということに否定的である必要はないが、現行制度などが就業しないことの誘因になっているということは改めて認識すべきである。スウェーデ

ンほど明確に女性が働くことを勧めることが、今の日本の状況で適切かどうかは人によって意見が違うと思うが、少なくとも働かないことの方が得ではないかと思わせるような環境や制度はすべて変えるぐらいにしないと、総論では皆賛成だが、実際に仕事と子育てを両方やろうとすると、結局大変さに行き詰る人が多いという現実が続く。本当に全体の問題として考えていただきたい。

(亀井委員) 今の意見に対して少し引っかかるところがある。私も働いているし、女性の社会進出はもちろん働く女性としては進めたいことではあるが、日本社会の女性の平均的な考え方がどこにあるか。方向としては選択肢が多様な社会ということではないか。特にバブルの後になってからの若い世代の女性が保守化していると思う。上の世代を見ていて、そんなに何もかも背負いたくない、友人などでも子育てを置いておいてどうしてもやりたい仕事などない、という人が結構いて、それを経済成長のために女性を社会進出させましようとなると、逆に少し反発がある。なので、書き方の問題かもしれないが、働きたい女性が進出していかれるようにという視点が大事だと思う。

(宮島委員) 今の御意見は全くそのとおりで思っている。だから、どう表現するかは非常に難しい。今の印象としては、20代が保守化しているのは事実だが、そのうちの一部は、結局上の世代を見て、あまりにも大変そうだからやめるという判断も含まれていると思う。したがって、どちらかに圧倒的に引っ張るということではないが、いろいろなシステムがすべて中立で、仕事と子育ての二者択一を迫るのではなく、それほど強い決意を持たなくても両立が可能な状況、といういいバランスでの示し方が必要だと思っている。そこは全く同じ意見である。

(矢崎委員) 社会保障において自助・共助・公助という3つのキーワードがあるが、やはり自助と公助、要するに国やそのようなものに依存する意識が非常に強いのではないかと思う。

スウェーデンの例もあるが、地域でわかりやすく負担と給付を説明することが重要である。その地域は地域である程度財政健全化をどうしたらいいかを真剣に考えるようなことを共助という言葉の中にもどのように入れるか。そういうコミュニティー・地域で完結、あるいは説明できるようなシステムを作り上げていくべきである。

(中村内閣官房社会保障改革担当室長) 議論が尽きないが、時間の制約もあるので、本日はこれまでとさせていただきます。本日の会合の議事内容は会議終了後に記者に対して概要をブリーフィングする。また、議事要旨は後日公表する。

なお、本日の会議資料は、内閣官房のホームページに掲載する形で公表するが、「会議終了後回収」と書かれている「ヒアリングにおける指摘事項の整理（草稿素案）」については、まだ作業途中の状態である。本日の会議の結果も盛り込んでいないことから、正式な集中検討会議が再開される際にその会議に提出し公表することとしたいので、会議後回収の扱いとさせていただきます。

次回の準備作業会合については、4月23日10時から12時までを予定している。

以上をもって、本日の会合を終了する。

(以上)